

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-13
許認可等の種類	解散の決議の認可(漁生組)			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第86条第4項で準用する第68条第2項			
許認可等の概要	漁業生産組合の解散の決議の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】水産業協同組合法第86条第4項で準用する第68条第1項組合は、次の事由によつて解散する。</p> <p>一 総会の決議</p> <p>二 組合の合併</p> <p>三 組合についての破産手続開始の決定</p> <p>四 存立時期の満了</p> <p>五 第二百二十四条の二の規定による解散の命令</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	2月			
期間の制定根拠	水産業協同組合法第68条第3項で準用する第65条第1項			